

光市人権施策推進指針

～市民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～



光 市

は じ め に

～市民一人ひとりの人権が尊重された

心豊かな地域社会をめざして～



すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が市民相互において尊重されることが必要です。このことから、本市では、平成22年「光市人権施策推進指針」を策定し、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する取組を進めてまいりました。

しかしながら、今日においてもなお、様々な分野において人権課題が複雑・多様化するとともに、新たな課題も生じていることから、平成27年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、「光市人権施策推進審議会」からの答申に基づき、このたび「光市人権施策推進指針」を改定いたしました。

また、平成29年3月本市では「第2次光市総合計画」を策定し、目指すまちの将来像を「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」と定めました。

この「ゆたかな社会」とは、市民一人ひとりが、自らの創造性を発揮しながら、生き生きとした生活を享受している社会のことですが、そのためには、憲法が保障する基本的人権の尊重という基本原則に則り、市民一人ひとりが、かけがえのない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重されることが前提であることは申すまでもありません。

今後も、この指針に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体等のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向けて、より一層取組を進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、指針の改定にあたり、多大なご協力をいただきました「光市人権施策推進審議会」の委員の皆様をはじめ関係者の皆様方に、心からお礼申し上げます。

平成29年3月

光市長 市川 熙

目 次

第1章 指針の改定にあたって

| | | |
|-----|----------|---|
| 1 | 指針改定の趣旨 | 1 |
| 2 | 指針の性格 | 1 |
| 3 | 指針改定の背景 | 2 |
| (1) | 国際社会の状況 | 2 |
| (2) | 国・県の動向 | 2 |
| (3) | 本市の取組 | 3 |
| (4) | 人権課題等の状況 | 3 |

第2章 基本的な考え方

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 基本理念 | 5 |
| 2 | キーワード | 5 |

第3章 施策の推進

| | | |
|-----|------------------|----|
| 1 | 人権尊重の視点に立った行政の推進 | 7 |
| 2 | 人権教育・人権啓発の推進 | 7 |
| (1) | 人権教育の推進 | 8 |
| (2) | 人権啓発の推進 | 9 |
| 3 | 相談・支援体制の充実 | 10 |
| (1) | 相談体制の充実 | 10 |
| (2) | 相談者等への支援の推進 | 10 |
| 4 | 指導者の育成 | 11 |

第4章 分野別施策の推進

| | | |
|----|--------------|----|
| 1 | 女性の人権 | 13 |
| 2 | 子どもの人権 | 15 |
| 3 | 高齢者の人権 | 17 |
| 4 | 障害者の人権 | 19 |
| 5 | 同和問題 | 21 |
| 6 | 外国人の人権 | 22 |
| 7 | 感染症患者等の人権 | 23 |
| 8 | ハンセン病問題 | 24 |
| 9 | 罪や非行を犯した人の人権 | 24 |
| 10 | プライバシーの保護 | 25 |

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 1 | インフォームド・コンセントの推進 | 26 |
| 1 2 | インターネットによる人権侵害 | 26 |
| 1 3 | 犯罪被害者と家族の保護 | 27 |
| 1 4 | 拉致問題 | 28 |
| 1 5 | 環境に関する問題 | 28 |
| 1 6 | 性同一性障害者の人権 | 29 |
| 1 7 | ストーカーなどに関する問題 | 30 |
| 1 8 | フリーターなどの非正規雇用に関する問題 | 31 |

第5章 推進体制

| | | |
|-----|----------------|----|
| 1 | 連携・協力体制 | 33 |
| (1) | 市民との共創と協働による推進 | 33 |
| (2) | 推進体制の充実強化 | 34 |
| (3) | 調査・研究の充実と情報提供 | 34 |
| (4) | 国、県及び関係機関等との連携 | 34 |
| 2 | 指針の見直し | 35 |

資料編

| | |
|-------------------|----|
| 世界人権宣言 | 37 |
| 日本国憲法(抄) | 42 |
| 「人権に関する市民意識調査」集計表 | 44 |
| 指針改定までの経過 | 55 |
| 光市人権施策推進審議会委員名簿 | 56 |
| 光市人権施策推進審議会条例 | 57 |

第1章 指針の改定にあたって

1 指針改定の趣旨

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年（1947年）に施行され、その憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

その後、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化、さらには、少子・高齢化の進行による家族形態や地域社会の変化により、様々な人権課題が発生しました。

このため、平成22年（2010年）9月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「光市人権施策推進指針」を策定し、これまで、国や県、関係機関や関係団体との連携のもと「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的な人権施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題も含めて、様々な分野において人権課題が存在し、複雑・多様化しています。

このため、第1次指針策定以降の社会経済情勢等の変化や、法律等の制定や改正、さらには平成27年（2015年）9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等も踏まえ「光市人権施策推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していくものです。

2 指針の性格

この指針は「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示すもので、「光市総合計画」に基づく施策の推進にあたっては、本指針の基本理念を尊重した取組を行います。

- (1) 市民一人ひとりの人権を尊重した行政を推進するとともに、あらゆる行政分野で人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針とします。
- (2) 施策の推進にあたっては、市民、団体、企業などの様々な主体の参画と

協働のもとに進めることが大切であり、各主体にあっては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な取組を開することが重要となります。

3 指針改定の背景

(1) 国際社会の状況

20世紀における2度にわたる世界大戦の教訓から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回国連総会において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重をうたった「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、この宣言を実効あるものとするために「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約の採択をはじめ、「ハンセン病差別撤廃決議」、「人権教育及び研修に関する国連宣言」、「アフリカ系の人々のための国際年」など各種の宣言や国際年の設定など、人権尊重に向けた国際的な取組が続けられてきました。

なお、国際連合では、すべての活動で人権の視点を強化する考えに基づき、世界の人権問題に一層効果的に対処するため、国連人権委員会を国連理事会に格上げするなど取組の強化を図っています。

(2) 国・県の動向

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度や諸施策の整備など様々な取組が行われてきました。

第1次指針策定以降も「子ども・若者育成支援推進法」、^①「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「いじめ防止対策推進法」、^②「障害者差別解消法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別

① 障害者虐待防止法：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

② 障害者差別解消法：「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の略称

の解消の推進に関する法律」などの諸法令が施行され、特に近年は、女性、子ども、障害のある人をはじめ、様々な人の人権が尊重されるよう、個別の人権関連法の整備や施策が進められています。

一方、県においては、平成 14 年（2002 年）3 月に「山口県人権推進指針」が策定され、平成 18 年（2006 年）4 月には、人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議を目的とする「山口県人権施策推進審議会」が設置されました。

その後、平成 19 年（2007 年）6 月には、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢の変化等に呼応した対応を行うため、「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」が改定され、指針策定から 10 年が経過する中で、人権に関する総合的な取組をより一層推進するために、平成 24 年（2012 年）3 月に「山口県人権推進指針」の全面改定が行われました。

（3）本市の取組

本市においては、幅広い人権課題に対応するための推進体制の充実強化を図るため、平成 17 年（2005 年）10 月に総合的かつ効果的な取組を推進する全庁的な組織として「人権施策推進連絡会議」を設置しました。

また、平成 19 年（2007 年）10 月には、市民、団体、企業等との協働による組織として「光市人権施策推進審議会」を設置し、人権施策の総合的な取組を推進してまいりました。

その後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題に対応するため、平成 20 年（2008 年）に実施した「人権に関する市民意識調査」を踏まえ、平成 22 年（2010 年）9 月「光市人権施策推進指針」を策定しました。

指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示すものであり、この指針に基づき、これまで「光市人権教育推進協議会」や「光市人権教育指導者研究会」を通じた指導者の育成や、「人権を考えるつどい」の開催など、積極的な啓発活動に努めてまいりました。

（4）人権課題等の状況（「人権に関する市民意識調査」から）

平成 27 年（2015 年）9 月に「人権に関する市民意識調査」を行った結果、最も関心が高かった人権課題は「高齢者の人権」49.5%で、以下、「障害者的人権」44.4%、「プライバシーの保護」43.4%、「子どもの人権」39.5%、「女性の人権」33.9%の順となっています。

「同和問題」については、「偏見が残っている」は、前回の調査結果 55.4%に対し今回の調査結果は 49.6%と減少傾向で、「結婚や恋愛で周囲が反対

する」についても、前回の調査結果 30.0%に対し今回の調査結果 21.5%と減少しています。

また、前回の指針では「その他の人権問題」とした^③「インフォームド・コンセントの推進」、「インターネットによる人権侵害」、「犯罪被害者の保護」、「拉致問題」、「環境問題」についての関心も高く、新たな人権課題として取り組むことが求められています。

一方、人権に関する取組の今後の条件整備では、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が、前回の調査結果 52.5%に対し今回は 45.8%と低くなっているものの、条件整備の中では、依然として一番高い数値となっています。

次いで「住民に利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」36.0%、「人権に配慮した行政の推進を図る（人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など）」が 32.5%となっています。

^③ インフォームド・コンセント：診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療すること。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

また、すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が市民相互の間において尊重されることが必要です。

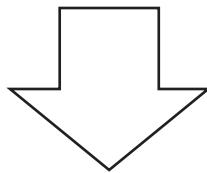
この指針においては、市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いいのち（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、引き続き「**市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会**」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード

基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、引き続き「**いのち（生命）**」、「**じゅう（自由）**」、「**びょうどう（平等）**」をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われる21世紀を共に生きる地域社会の実現を目指します。

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の実現をめざします。

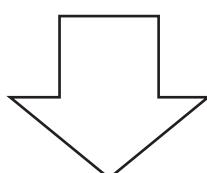
いのち
(生命)



かけがえのない生命を大切にすることにより、人権が尊重されたまちへと繋がります。

市民一人ひとりが、自由で自立した生活のできる地域社会の実現をめざします。

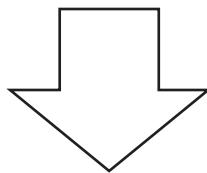
じゆう
(自由)



自分らしく自由に生きることにより、心豊かな未来へと繋がります。

市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の実現をめざします。

びょうどう
(平等)



人として平等に権利を有していることを正しく理解することにより、理想とする地域社会へと繋がります。

第3章 施策の推進

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

職員一人ひとりが、市政のすべての業務が人権に関わっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたることが大切です。

また、すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現に向けた担い手としての役割を求められています。

そのためには、職員自らが自己研鑽に努めることにより人権意識の高揚を図り、常に人権尊重の視点に立った取組を行い、たえず問題意識をもって主体的に業務に取り組む必要があります。

- (1) 市政の運営にあたっては、常に人権の尊重を行動基準とします。
 - (2) 人権尊重の視点に立った業務の点検・見直し、情報公開の推進、個人情報の保護、人権を重んじた接遇、公正・公平な取扱いなど常に人権尊重を念頭に置いた取組を推進します。
 - (3) 職員一人ひとりが人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点に立った業務の遂行と人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。
- また、教育、保健、福祉、医療に携わる職員等は、児童生徒、施設利用者、患者等の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう人権に関する研修を充実します。
- (4) 各職場において、基本計画、行動計画等の策定やその見直しにあたっては、この指針の基本理念やキーワードを尊重した施策の推進に努めます。

2 人権教育・人権啓発の推進

本市は、これまで様々な人権問題に対する正しい理解と人権を尊重するための教育・啓発活動を推進してきましたが、今後も引き続き、これまでの取組の成果を踏まえ、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、人権尊重の理念に対する正しい認識や理解を深めるための人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は極めて重要です。

これまで、本市では学校をはじめ、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を進めてきました。

今日、人権の重要性が強調され、人権意識の高揚が求められる中で、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、あらゆる場において、継続的に人権尊重の理念について理解を深めることが大切です。

したがって、今後も引き続き、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう「山口県人権推進指針」や「山口県人権教育推進資料」、「光市人権施策推進指針」を踏まえ、総合的かつ効果的な人権教育の推進に努めます。なお、推進にあたっては、地域の実情等を踏まえ、課題を明確にした取組を重視しつつ、推進体制の整備を図るとともに、指導者の育成や学習機会の充実など、人権施策の推進に努めます。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。さらに、個に応じたよりきめ細やかな対応をしていくために、学校・家庭・地域社会の連携・協力の充実を図ります。

(ア) 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。

(イ) 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。

(ウ) 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりを目指し、職場を含めた、地域社会における学習機会の充実に努めます。

(ア) 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するよう支援します。

(イ) 地域社会の実情や課題に、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

(ウ) 企業等が、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて社会的

責任の自覚を深め、経営者や従業員一人ひとりが人権問題に対する正しい認識を持ち、人権意識の高揚を図ることができるよう支援の充実を図ります。

ウ 家庭教育への支援

家族がふれあう機会を作ったり、適正な情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育への支援に努めます。

(ア) 学校や社会教育団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。

(イ) 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深め、人権を尊重することの重要性を認識するための幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 人権尊重の理念についての理解が深まるよう啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

(ア) 様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。

(イ) 市広報、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ、メール配信）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。

(ウ) 憲法をはじめ「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進します。

(エ) ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者との交流などの豊かな体験の機会の充実に努めます。

イ 人権尊重を図るための条件整備を推進します。

(ア) 市民の自主的な学習活動のための施設環境の整備・充実に努めます。

(イ) 市民の自主的な学習活動のための学習教材、情報、資料提供等の支援に努めます。

(ウ) 市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会の実施に努めます。

ウ 市民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

人権相談は、人権問題に悩む相談者に対し、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法のひとつです。

このため、人権擁護機関等の相談機関相互のネットワーク化、相談窓口体制の充実、相談担当職員の資質向上を図るための研修の充実など、人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

(1) 相談体制の充実

- ア 行政機関及び人権擁護委員による相談体制を充実します。
- イ 「子どもの人権 110 番」、「女性の人権ホットライン」、「みんなの人権 110 番」、「DV相談ナビ」等の専用電話による相談体制の活用を促進します。
- ウ 社会福祉施設等の利用者に対する相談体制を充実します。
- エ 子どもたちの学校内や日常生活における悩みごとに対して、人権擁護委員の「子どもの人権 S O S ミニレター」による相談体制を充実します。
- オ 全国一斉「人権擁護委員の日」における相談体制を充実します。
- カ 市の広報紙やホームページなどの様々な広報媒体を通じ、山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等の相談窓口機関等に関する情報の提供を推進します。
- キ 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、相談機関のネットワーク化の調査研究を検討します。
- ク 相談員の資質向上を図るための研修を充実します。

(2) 相談者等への支援の推進

- ア 人権擁護推進審議会答申（平成 13 年（2001 年）5 月）に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。
- イ 山口県男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度の利用促進、障害者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携を図ります。

4 指導者の育成

人権教育及び啓発活動の推進にあたっては、家庭や地域等において人権意識の高揚をめざした取組がさらに充実したものとなるよう、効果的な指導や適切な助言を行う指導者を育成することが必要です。

このため、「光市人権教育推進協議会」や「光市人権教育指導者研究会」等を通じて、様々な人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、コミュニティセンター等で行われる学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、積極的に情報提供を行うなど、学習機会の充実に努めます。

第4章 分野別施策の推進

1 女性の人権

1 現状と課題

我が国では、男女の人権の尊重などを目的とする「男女共同参画社会基本法」が平成11年（1999年）に施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」、平成28年（2016年）に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

こうした中、平成27年（2015年）に^④「女性活躍推進法」が施行され、女性が職業の場で活躍できる環境の整備等について、事業主はもとより社会全体における取組が求められることになりました。

本市では、平成19年（2007年）に「光市男女共同参画基本計画」、平成25年（2013年）に「第2次光市男女共同参画基本計画」、平成29年（2017年）に「第3次光市男女共同参画基本計画」を策定し、女性の人権が尊重された男女共同参画社会の実現を目指した取組を展開することとしました。

また、この間、特に女性に被害者が多い配偶者等からの暴力（DV）の対策についても、「光市男女共同参画推進本部」に設置した「DV対策部会」を中心に取り組んできましたが、平成29年（2017年）に新たにDV防止法の規定に基づく「光市DV対策基本計画」を策定し、DVに対する相談から自立に至るまで、関係機関や関係部署の連携による切れ目のない支援体制を図ることとしました。

今後は、男女が共に活躍し、一人ひとりの個性と能力が輝くゆたかなまちを目指して、女性の人権の尊重はもとより男女が対等な立場であらゆる分野に参画し責任を分かち合う男女共同参画を推進する体制の充実に努めます。

2 基本方針

女性も男性も社会のあらゆる分野に参画し、性別に関わりなく、適切な役割分担のもとで、対等なパートナーとして、互いの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すとともに、特に女性が活躍できるための取組を推進します。

^④ 女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍に関する法律」の略称

また、家庭、地域、職場などにおける男女平等意識の醸成や、配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

(1) 男女の人権の尊重

ア 男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個人として尊重される社会の形成のため、あらゆる機会を通じて男女共同参画の推進に努めます。

イ 男女間の暴力を根絶するための仕組みづくりや配偶者等からの暴力などに対する対策の推進、セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントなどの防止対策の推進を図り、暴力を許さない意識の醸成を図ります。

(2) 働く場における男女共同参画の促進

ア 関係機関と連携して職業能力の開発と向上を図り、就業機会の拡大に努めるとともに、事業主や企業等に対して男女間格差是正のための^⑤ポジティブ・アクションの促進など、男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めます。

イ 働く女性の増加に伴い、^⑥ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や家事、育児、介護などを男女がともに担う環境づくり、子育て支援体制の充実に努めます。

(3) 男女共同参画の実現に向けた推進体制の構築

ア 男女共同参画の推進は、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場における取組が必要なことから、市民、企業、各種団体等の関係機関との連携を図りながら、市民との共創と協働による推進を図ります。

イ 男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたり、全庁的な取組が必要なことから、各部局が情報の共有と連携の強化を図り、施策を計画的に推進していくための推進体制の充実に努めます。

(4) 女性の活躍の推進

ア 人口減少が大きな課題となる中、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のため、これまでの取組に加え、さらに女性の活躍にも重点を置き、男女がその個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に努めます。

^⑤ ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

^⑥ ワーク・ライフ・バランス：仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのこと。少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取り組みを求められる。

- イ 女性の力を最大限に發揮するため、あらゆる分野への女性の参画の拡大に努めます。
- ウ 「女性活躍推進法」の趣旨に基づき、働く場における女性の活躍の推進を図るとともに、再就職や創業、スキルアップ等を目指す女性に対し、関係機関と連携して情報提供等を行うなど支援に努めます。

2 子どもの人権

1 現状と課題

平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」では、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

こうした中、少子化の進行、家族形態の変化、共働き家庭の増加などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てと仕事等の両立に加え、社会問題となっている児童虐待やいじめなど、子どもの健全育成のための新たな対応が求められるとともに、近年、インターネットにおける子どもの人権を侵害する問題なども深刻となってきています。

こうしたことから、平成22年（2010年）には「子ども・若者育成支援推進法」、また、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」、平成26年（2014年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成27年（2015年）に「子ども・子育て支援法」が施行されるなど、子どもの人権を守るために様々な法律が整備されました。

本市では、平成26年（2014年）に、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的、効果的かつ積極的に推進するため「光市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、平成27年（2015年）には「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援することとしています。

2 基本方針

子どもの立場に立って、やさしさあふれる質の高い子育て支援を展開するとともに、まちぐるみで子育て環境を見守る支援の「わ」により、次のような施策を推進します。

(1) 子どもの立場の尊重

- ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、様々な機会を捉えて普及啓発を図ります。
- イ いじめや児童虐待などの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、子どもの人権を尊重した社会形成についての意識啓発に努めます。
- ウ 家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。

(2) 児童虐待の防止と早期対応

- ア 「光市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所をはじめとする保健・福祉・医療・教育・警察などの関係機関との連携のもと、児童虐待の発生防止と発生時における迅速かつ的確な対応に努めます。
- イ 「光市児童虐待防止マニュアル」の配布等を通じて、児童虐待の未然防止策や市民の通告義務などの普及・啓発に努めます。
- ウ 児童相談所との連携のもと、相談窓口の一層の充実を図るとともに、児童委員などへの研修を図ることにより、地域と一体となった相談機能の充実を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

- ア 光市子ども相談センター「きゅっと」を中心とした子ども・子育て総合相談体制の充実を図るとともに、児童相談所との連携のもと、困難事例等への対応に努めます。
- イ 子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや体罰等の防止に努めるとともに、被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーやスクールライフ支援員の配置などを進めます。
- ウ 「光市いじめ問題対策協議会」、「光市いじめ問題調査委員会」、「光市いじめ調査検証委員会」の活用を図り、問題防止や解決に向けた取組を推進します。

3 高齢者の人権

1 現状と課題

我が国は、超高齢社会を迎えるにあたり、今後も高齢者人口の増加が見込まれる上、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者等も一層の増加が見込まれており、介護予防や健康づくりといった高齢者保健福祉の推進が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、高齢者の生きがい対策や保健・福祉サービスの充実など、総合的な高齢者施策の推進に努めてきました。高齢者が健康で充実した日々を過ごすために、介護予防を積極的に取り入れ、生活機能の維持向上や生活機能低下の早期発見・早期対応を行うための体制の充実が求められます。

また、支援や介護が必要な状態となつても、心身の状態の維持・改善や重度化防止を図ることで、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域とともに高齢者を支える体制づくりを構築することが必要です。

このため本市では、平成27年（2015年）に策定した「光市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

2 基本方針

高齢者の充実した生活を創造するため、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

（1）介護予防対策の推進

- ア 生活機能の維持・向上のため、自治会館やコミュニティセンターなど身近な通いの場での健康体操などの健康づくりを推進します。
- イ 身体機能のみならず、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期予防・早期発見のための効果的な介護予防を推進します。
- ウ 高齢者の自立を促し、本人の望む生活が送れるよう、要支援高齢者のニーズや身体機能などの状況に応じた介護予防プランの提供に努めます。

(2) 高齢者支援体制の充実

- ア 地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図り、あらゆる相談に包括的に対応できるワンストップ相談窓口としての体制を構築します。
- イ 認知症高齢者等やひとり暮らし高齢者などが安心して暮らせるよう、地域で高齢者を支える総合的な地域見守りネットワーク体制の構築を目指します。
- ウ 認知症による判断能力の低下、家族などからの虐待、あるいは消費者被害などで権利を侵害されている高齢者に対し、関係機関と連携を図り適切な支援を行います。
- エ 認知症高齢者等が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で生活が送れるよう、相談・支援体制を充実するとともに、^⑦成年後見制度などの権利擁護事業の普及啓発や利用促進への支援を行います。

(3) 介護サービスの充実

- ア 地域密着型のサービスを中心とした在宅ケアの基盤整備に重点を置き、住み慣れた地域で生活が継続できる体制づくりに努めます。
- イ 居宅サービスの充実を図り、在宅での生活が困難になった場合の特定施設等の入居型の施設の確保など、介護の必要な高齢者の状況に応じたサービス提供体制の整備に努めます。
- ウ 利用者が適切なサービス選択ができるよう、事業者の提供するサービス内容の情報開示の徹底を図るとともに、介護サービス事業所へ介護相談員の派遣を行い、利用者の不満や不安の解消を図るなど、介護サービスの質的な向上に努めます。

(4) 生涯現役社会づくりの推進と日常生活環境の整備

- ア 高齢者が地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動等に積極的に参加し、明るく活力ある人生を送れるよう、社会参加の機会を促進するとともに、元気な高齢者が地域活動に積極的に関わっていくことへの支援に努めます。
- イ 年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが共に生活できるよう、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間の施設においても、人にやさしいまちづくりのためのユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

^⑦ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない成年者が不利益をこうむらないよう、本人の財産や権利を守ることを目的として援助者（成年後見人等）を選ぶ法的制度

(5) 高齢者に対する悪徳商法や虐待等に対する対策

- ア 悪徳商法や特殊詐欺による被害など、高齢者を取り巻く生活環境の変化を踏まえ、高齢者や家族からの相談に総合的に対応できるよう、相談支援体制の充実や機関相互の連携強化を図ります。
- イ 高齢者虐待のない地域づくりに向けて、^⑧「高齢者虐待防止法」に沿って、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、虐待の発見から支援までの仕組づくりに努めます。

4 障害者の人権

1 現状と課題

国においては、平成 18 年（2006 年）に「障害者自立支援法」を施行し、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者を制度の対象に含む一元的な制度へと移行しました。

さらに、平成 25 年（2013 年）には、障害者自立支援法を「障害者総合支援法」に改正し、難病患者を制度の対象とするなど障害者の範囲の見直しや支援の拡充が図られました。

また、平成 23 年（2011 年）「障害者基本法」の改正、平成 24 年（2012 年）「障害者虐待防止法」の施行、平成 26 年（2014 年）「障害者の権利に関する条約」の締結、平成 28 年（2016 年）には「障害者差別解消法」が施行されるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が展開されてきました。

本市では、これまで障害のある人を社会全体で支援する体制づくりを進めてきましたが、疾病や事故、さらには社会的なストレスなどにより、障害発生の要因が多岐にわたり、高齢化の進行とも相まって、障害を理由に、日常生活に支援を必要とする人は増加の傾向を示しています。

こうした中、平成 27 年（2015 年）に策定した「第 2 次光市障害者福祉基本計画及び第 4 期光市障害者福祉計画」に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

^⑧ 高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

2 基本方針

障害のある人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支援する仕組みを構築します。

また、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、ニーズに即したサービスや相談・支援体制の充実に努めるとともに、障害のある人や障害者福祉に対する市民意識の醸成を図ります。

(1) 制度の周知と市民意識の醸成

障害を理由とする差別の解消の推進に向け、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「障害や障害のある人に対する誤った認識の解消」に関する正確な情報提供を行い、市民一人ひとりの意識の醸成、社会的障壁の解消に努めます。

(2) 社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実や、関係機関及び企業等とも連携を図りながら、障害のある人の積極的な社会参加と市民全体での支えあいの促進を図ります。

(3) 利用者主体のサービス利用

利用者主体の選択・自己決定を尊重し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスの利用の仕組みについて周知を進めるとともに、利用者のニーズに応じた身近な障害福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。

また、相談体制や学習機会の充実を図り、家庭や地域において障害のある人が安心して生活を送ることができるよう支援します。

(4) 障害のある人への理解を深めるための教育の推進

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、学校教育や社会教育の場を通じて、障害のある人、障害のない人がお互いに思いやりの気持ちや命を大切にする意識づくりの教育を推進します。

(5) 就労支援体制の充実

障害のある人の雇用促進と定着に向けて、障害のある人の働く場が充実するよう市内の企業や事業所等に啓発するとともに、国、県及び関係団体等との連携を図り、就労支援体制の充実に努めます。

5 同和問題

1 現状と課題

本市においては、同和問題の早期解決を市政の最重要課題と位置付け、「光市隣保館運営等審議会」の意見を聞きながら、関係団体等との連携を図り、市民をはじめ関係者の理解と協力を得て、積極的に関係諸施策を推進してきました。この結果、生活環境等の基盤整備は大きく改善するとともに、教育及び啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解も深まり、その成果は、全体的には着実に進展してきました。

この間、国の特別措置法が、平成 14 年(2002 年)3 月をもって失効し、特別対策の終了に伴い、他の地域と同様に、必要とされる施策を一般対策として実施することとなりました。

こうした状況を踏まえ、平成 17 年（2005 年）2 月、光市隣保館運営等審議会から「同和行政の総括」についての答申が行われました。また、平成 28 年（2016 年）12 月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

今後も、同和問題を人権課題のひとつとして捉え、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指した取組を進めます。

2 基本方針

施策の推進にあたっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとし、必要な事業に対しては、これまでの成果が損なわれることのないよう、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、適宜適切に実施します。また、教育・啓発の推進にあたっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、市民一人ひとりの「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って必要な施策の推進に努めます。

○ 人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、市民の同和問題に対する理解は深まり、その成果は着実な進展をみせており、今後も引き続き、人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

(1) 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう「山口県人権推進指針」や同指針に基づき策定された「山口県人権教育推進資料」等を踏まえ、人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、残された課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、国、県、及び各関係機関等と連携し、人権尊重の視点に立った、研修、情報提供及び広報活動等の幅広い啓発活動を推進します。

6 外国人の人権

1 現状と課題

経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、わが国に在留する外国人は年々増加しています。

我が国においては、昭和 54 年（1979 年）に「国際人権規約」を、平成 7 年（1995 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障していますが、国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生社会の構築が求められています。

本市では、民間国際交流組織である「光市国際交流連絡協議会」を中心に様々な国際交流活動が行われていますが、今後は、学校における国際理解のための教育活動を連携させながら、地域社会においても国際交流イベント等を通じて、市民の国際認識、国際理解の促進を図るとともに、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。

こうした中、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、今後は、法令等による規制の動きや、県内の状況等も踏まえながら適切な対応に努めることが求められます。

2 基本方針

異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、地域社会の構成員として共に生きていく、共生の社会づくりに向け、啓発活動や

交流活動による相互理解の促進に努めます。

(1) 国際交流事業の充実

「光市国際交流連絡協議会」を中心に、外国人との交流の場づくりを推進するとともに、交流活動等を通じて、市民の国際感覚の醸成に努めます。また、異なる文化や価値観、生活習慣などに対するお互いの理解と認識を深め、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(2) 国際理解教育の充実

日本と外国の文化の違いやその背景について調査・研究をする活動を通して、国際間の協調の重要性について考える機会の充実に努めます。

(3) 外国語活動の充実

外国語を学ぶことによって、言語や文化について体験的に理解を深め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

7 感染症患者等の人権

1 現状と課題

エイズ等の感染症については、病気に対する正しい知識、理解が十分に普及されていないことから、感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。今後は、感染症患者の人権を重視した正しい知識の普及と正しい情報提供が必要です。

2 基本方針

感染症などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を推進します。また、関係機関と密接な連携を図り、発生の予防と相談・支援体制の整備に努めます。

(1) H I V感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進等

「エイズ予防月間」や「世界エイズデー」等の機会を通じて、エイズに

関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、HIV感染者が若年層に広がる傾向があることから、学校や関係機関等と協力して思春期事業を推進します。

(2) 様々な感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、人権に配慮した予防・まん延防止対策を推進します。

8 ハンセン病問題

1 現状と課題

「らい予防法」による隔離政策がとられたため、ハンセン病患者とその家族はいわれのない偏見や差別を受けてきました。

平成8年（1996年）3月「らい予防法」が廃止され、平成21年（2009年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病の患者・元患者への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、今後とも、正しい知識の普及と正しい情報提供が必要です。

2 基本方針

偏見や差別を解消するため、「ハンセン病を正しく理解する週間」などの機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

9 罪や非行を犯した人の人権

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、地域社会の一員として立ち直ろうと

するとき、地域社会においては、誤った認識や偏見から、就労問題や住居等の確保が困難など、更生が妨げられたり、人権が損なわれることがあり、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。再出発を誓って地域社会に戻り、立ち直るためには、地域の方々の温かい支えを必要とします。

2 基本方針

罪や非行を犯した人が地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて家族、職場、学校、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。また、人権に配慮し、同じ地域社会の一員として温かく迎えることが必要です。

罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、社会復帰に向けた自立を支援するため、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

10 プライバシーの保護

1 現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年(2003年)に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。本市においても、平成16年(2004年)に「光市個人情報保護条例」を施行して、個人情報の保護を図っています。

2 基本方針

情報化社会の進展に伴い、あらゆる媒体において個人情報の漏洩等を最大限に防止するよう、家庭、地域、職場、学校などにおいて最も身近で重大な課題として取り扱うよう、情報の管理や秘密の厳守、人権の尊重、個人情報の保護に関する啓発を推進します。

11 インフォームド・コンセントの推進

1 現状と課題

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意、いわゆるインフォームド・コンセントのもとに検査や治療を行う環境の整備が必要です。

2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導や市民への普及啓発を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

12 インターネットによる人権侵害

1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページや電子掲示板に個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成14年（2002年）に^⑨「プロバイダ責任制限法」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

^⑨ プロバイダ責任制限法：「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の略称

一方、プロバイダ業界においても、平成 19 年（2007 年）には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする現状を受けて、平成 21 年（2009 年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくこととなりました。

2 基本方針

インターネットをめぐる様々な問題に対応するため、山口県地方法務局周南支局と連携を図りながら、市民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に着け、マナーやルールを守ってインターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。

また、子どもを取り巻くネット環境に関し、保護者や学校、地域と関係機関が連携し、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

13 犯罪被害者と家族の保護

1 現状と課題

犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年（2005 年）4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年 12 月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。しかしながら、犯罪被害者の抱える問題が全て解決されたわけではなく、依然として改善を求める声が寄せられたことから、平成 23 年（2011 年）には「第 2 次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の権利利益の保護が一層図られる社会を目指すこととしています。

犯罪の被害者や家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショック、風評等による不快感やストレスなど、さまざまな二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等を社会全体で途切れることなく支えていくことが強く求められています。

2 基本方針

国の基本計画に沿って、犯罪被害者等の権利利益が図られるよう、関係機関や各種団体等が連携を密にし、総合的かつ効果的な啓発活動を推進します。また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会を目指します。

14 拉致問題

1 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であり、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題の早期解決のためには、国民的課題として、国と地方公共団体が足並みを揃え、一体となって世論の啓発等に取り組んでいくことが重要です。

2 基本方針

本市では、県や関係機関とも密接に連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないよう配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に取り組みます。

15 環境に関する問題

1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共に存する社会が求められている中、市民一人ひとりが地球環境について、正しい理解と認識を深めることが必要となっています。

2 基本方針

「光市自然敬愛都市宣言」、「光市自然敬愛基本構想」及び「光市環境基本条例」の理念を踏まえて、豊かな自然環境を保全するとともに、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの促進、持続可能な循環型社会の構築に向けた環境施策の展開を図ります。

(1) 自然共生社会の実現

緑豊かな山々、青く澄み切った海や川に囲まれ、多様な生き物とともに暮らし、先人から受け継いだ歴史や文化を守り伝える、人と自然が共生できる安全で快適なやさしさのあるまちを目指します。

(2) 低炭素社会の実現

私たちの生活スタイルや事業活動等が、地球温暖化などの地球環境にも影響を与えていていることを考慮し、地球環境について一人ひとりが自ら考え、実践し、これまでより温室効果ガス排出量を削減しつつ、生活の豊かさを実感できる、地球にやさしい低炭素のまちを目指します。

(3) 循環型社会の実現

市全体に「もったいない」の輪が広がり、限りある資源の消費を抑制し、これまで廃棄されていたものを新たな資源として有効に活用する資源循環システムの実現や、それを可能にする生活スタイルへの転換など、持続可能で地球にやさしいごみゼロのまちを目指します。

16 性同一性障害者の人権

1 現状と課題

心と体の性が一致しない^⑩性同一性障害は、世界保健機構（WHO）の疾病分類に位置付けられています。

我が国では、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別の取扱いの変更の審査を受け、一定の条件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が可能となりました。また、平成 20 年（2008 年）の改正において、条件が一部緩和されるなど、社会環境の改善が徐々に図られてきています。

^⑩ 性同一性障害：生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない疾患

一方、性同一性障害のある人は、その障害に対する周囲の理解が不足しているため、精神的な苦痛を感じるとともに、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上でも様々な困難に直面しています。

2 基本方針

性同一性障害のある人が、自分らしく生き生きと生活できるよう、差別や偏見、暮らしの中での困難を解消するため、正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

17 ストーカーなどに関する問題

1 現状と課題

ストーカーは、好きになった人や別れた恋人、家族等に対し、執拗につきまといや監視、無言電話やメールによるいやがらせ等を相手の意思に反して繰り返し続けることです。

また、この行為が次第にエスカレートし、名誉毀損やプライバシーの侵害がより深刻となり、最悪の場合、傷害や殺人事件にまで発展してしまうこともあります。

こうした状況の中、ストーカー行為等が凶悪事件に発展することを未然に防止することを目的として平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されましたが、ここでは、同一人物に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と言い、これを犯罪、処罰の対象とするとともに被害者に対する援助を定めています。後を絶たないストーカー行為に対し、暴力を許さない取組が必要となってきます。

2 基本方針

警察や関係機関が密接に連携し、ストーカー被害の防止に向けた啓発に努めます。

18 フリーターなどの非正規雇用に関する問題

1 現状と課題

フリーターは、正社員・正職員以外の就労形態（契約社員・契約職員・派遣社員・アルバイト・パートタイマーなどの非正規雇用）で生計を立てている人たちのことです。

近年の経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、コストの一層の削減等により、非正規雇用が増加しています。反面、今日の厳しい経済情勢等から、フリーター等の解雇や離職等により苦しむ人が急増し、社会的な問題となっています。

離職や低賃金によって、生活の困窮や住宅を失うなどの状況が発生しており、再就職を促進する支援や住宅の確保など生活の安定のための支援を行っていくことが必要です。

2 基本方針

良好な職場環境づくりの推進にあたり、企業や関係機関等に対し、各種制度の普及・促進を図るとともに、住宅の確保の支援など、生活の安定に向けた啓発に努めます。

第5章 推進体制

1 連携・協力体制

この指針のめざす「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、市民、家庭、企業及び職場、学校、民間団体等においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

（1）市民との共創と協働による推進

ア 市民の取組

市民一人ひとりが、自らの人権のみならず、他人の人権についても十分配慮し、相互に尊重することが大切です。また、様々な人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

イ 家庭の取組

家庭は家族とのふれあいを通して、善悪の判断や生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として、また、人格の基礎の形成など重要な役割を果たしています。家庭内での話し合いなど、人権問題を正しく理解するための、自主的な取組をしましょう。

ウ 地域社会の取組

地域住民が人権問題に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るための自主的な取組をしましょう。

エ 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

オ 企業や職場の取組

企業や職場における人権意識の向上を図るとともに、企業内研修の充実など、人権尊重への自主的な取組が求められます。

カ 学校の取組

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の組織的・計画的な取組が求められています。

キ 市の取組

市は、県や関係機関等と密接な連携を図り、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動の推進を図るとともに、地域社会で行わ

れる市民の自主的な学習活動が図られるよう、環境整備に向けた積極的な支援をするなどの役割を果たします。

(2) 推進体制の充実強化

- ア 「光市人権施策推進審議会」の設置（平成19年10月1日条例施行）
人権施策の推進にあたり、市民、団体、事業者等と行政とともに考え行動していくために「光市人権施策推進審議会」を設置しました。
- イ 「光市人権施策推進連絡会議」の設置（平成17年10月1日要綱施行）
人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、幅広い人権課題に対応するために総合行政として取り組むとともに、「光市人権施策推進審議会」や「光市人権教育推進協議会」との連携を密にし、積極的な人権教育及び啓発の推進に努めます。
- ウ 「光市人権教育推進協議会」の設置（平成17年4月1日要綱施行）
人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、「光市人権施策推進審議会」での意見や提言を尊重し、積極的な人権教育の推進に努めます。
- エ 「光市人権教育指導者研究会」の設置（平成16年10月4日規約制定）
人権教育の推進を期するため、指導者の養成と研修並びに実践に努めます。

(3) 調査・研究の充実と情報提供

「光市人権施策推進審議会」において、人権施策の推進に反映させるための調査・研究・協議を行うとともに、積極的な情報の収集や提供に努めます。

(4) 国、県及び関係機関等との連携

- ア この指針に基づき、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組の推進にあたっては、国、県、市民、団体及び企業等との連携と協力のもと取組を推進します。
- イ 「周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、山口地方法務局周南支局、周南支局管内の市・町、「周南人権擁護委員協議会」によって構成され、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力関係を確立しており、本市においても同地域内における人権啓発活動の総合的かつ効果的な推進を担当するなどの役割を果たします。

2 指針の見直し

人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、長期的な視点に立ち推進していく必要があります。このため、成果及び課題などを踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな人権課題などへの対応を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。

資 料

世界人権宣言

日本国憲法(抄)

「人権に関する市民意識調査」集計表

指針改定までの経過

光市人権施策推進審議会委員名簿

光市人権施策推進審議会条例

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあると問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形

においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充

を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利

及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布
昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

「人権に関する市民意識調査」集計表

| | |
|----------|---|
| 1 調査実施期間 | 平成27年9月14日～9月30日 |
| 2 調査依頼数 | 1,493人（※ H20年度 1,495人） |
| 3 回答者数 | 655人(男291人、女348人、無回答16人) (※ H20年度 725人 男318人、女395人、無回答12人) |
| 4 回答率 | 43.87%（※ H20年度 48.5%） |

※ 項目によっては、未記入調査票があるため、数値が一致しない場合がある。

| 回答者の状況 | | H27年度 | H20年度 |
|--|-------|--------|-------|
| ○性別 1 男 | | 44.4 % | 43.9% |
| 2 女 | | 53.1 % | 54.5% |
| 無回答 | | 2.4 % | 1.7% |
| 計 | | | |
| ○年齢層 1 20歳未満 | | 1.5 % | - |
| 2 20～29歳 | | 4.7 % | 5.8% |
| 3 30～39歳 | | 7.5 % | 11.5% |
| 4 40～49歳 | | 13.3 % | 14.6% |
| 5 50～59歳 | | 16.8 % | 17.7% |
| 6 60～69歳 | | 22.8 % | 28.3% |
| 7 70歳以上 | | 31.2 % | 21.8% |
| 無回答 | | 2.3 % | 0.3% |
| 計 | | | |
| ○職業 1 農林業者(家族従事者も含む) | | 2.9 % | 2.4% |
| 2 漁業者(家族従事者も含む) | | 0.0 % | 0.1% |
| 3 企業の経営者・自営業者(家族従事者も含む) | | 5.7 % | 5.4% |
| 4 民間の企業や工場・商店などに勤める人 | | 15.3 % | 19.3% |
| 5 学校の教職員(大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む) | | 2.0 % | 1.8% |
| 6 医療・保健・福祉関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士など) | | 5.8 % | 3.8% |
| 7 学校・医療関係以外の公務員 | | 2.3 % | 2.1% |
| 8 その他の専門職・自由業(弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など) | | 0.8 % | 1.1% |
| 9 臨時雇用やパートなど | | 9.3 % | 11.5% |
| 10 主婦(夫)(専ら家事・育児をしている人) | | 21.5 % | 23.1% |
| 11 学生 | | 1.7 % | 1.4% |
| 12 その他(無職など、上記以外の人) | | 29.9 % | 26.5% |
| 無回答 | | 2.9 % | 1.5% |
| 計 | | | |

【人権についての意識や考え方をおたずねします】

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。

| | | H27年度 | H20年度 |
|---------|-------|--------|-------|
| 1 知っている | | 89.3 % | 88.3% |
| 2 知らない | | 10.2 % | 11.7% |
| 無回答 | | 0.5 % | - |

問1-2 問1で「1知っている」を選んだ人 (585人)

憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。(3つまで)

| | | | |
|--|-------|--------|-------|
| 1 自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など) | | 72.1 % | 75.6% |
| 2 平等権(法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等) | | 62.7 % | 69.7% |
| 3 生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利) | | 60.2 % | 59.6% |
| 4 教育を受ける権利 | | 36.6 % | 30.7% |
| 5 仕事に就いて働く権利 | | 14.5 % | 13.7% |
| 6 働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利 | | 6.8 % | 4.4% |
| 7 政治に参加する権利(選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など) | | 14.2 % | 12.9% |
| 8 裁判を受ける権利 | | 3.3 % | 1.7% |
| 9 その他 | | 0.5 % | 0.5% |
| 10 わからない | | 1.9 % | 0.8% |
| 無回答 | | 4.3 % | 2.8% |

問2 光市では、幅広い人権問題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組みを推進するため、平成22年9月に「光市人権施策推進指針」を策定し、これに基づき人権諸施策を推進していますが、あなたはこの「光市人権施策推進指針」を知っていますか。

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 1 知っている | | 23.1 % | 22.8% |
| 2 知らない | | 74.1 % | 77.2% |
| 無回答 | | 2.9 % | - |

問2-2 問2で「1知っている」を選んだ人 (151人)

(1) あなたが、「光市人権施策推進指針」を知ったきっかけは何ですか。(いくつでも)

| | | | |
|---------------------------|-------|--------|-------|
| 1 研修会・講習会 | | 33.8 % | 33.5% |
| 2 人権に関するイベント(人権を考えるつどいなど) | | 33.8 % | 21.3% |
| 3 市の広報紙 | | 69.5 % | 72.0% |
| 4 市のホームページ | | 6.6 % | 7.9% |
| 5 その他 | | 0.7 % | 4.9% |
| 無回答 | | 4.0 % | 3.0% |

(2) 「光市人権施策推進指針」について、どのように思いましたか。

| | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 1 わかりやすい | | 15.2 % | 15.9% |
| 2 共感できる | | 51.7 % | 42.7% |
| 3 むずかしくてわかりにくい | | 13.9 % | 19.5% |
| 4 もっと内容を充実すべき | | 12.6 % | 17.7% |
| 5 その他 | | 3.3 % | 0.6% |
| 無回答 | | 5.3 % | 3.7% |

| 問3 | 今の光市は、人権が尊重された市になっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。 | | |
|---|---|--------|-------|
| | | H27年度 | H20年度 |
| 1 そう思う | | 27.6 % | 19.4% |
| 2 どちらともいえない | | 35.0 % | 42.4% |
| 3 そうは思わない | | 7.6 % | 10.1% |
| 4 わからない | | 27.9 % | 25.8% |
| 無回答 | | 1.8 % | 2.2% |
| 問4 | あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。 | | |
| 1 ある | | 14.8 % | 19.3% |
| 2 ない | | 67.5 % | 62.4% |
| 3 わからない | | 16.8 % | 18.3% |
| 無回答 | | 0.9 % | - |
| 問4-2 問4で「1ある」を選んだ人 (97人) | | | |
| (1) あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。(いくつでも) | | | |
| 1 名誉き損、侮辱 | | 44.3 % | 30.2% |
| 2 暴力・虐待(家庭内を含む)、脅迫、強要 | | 13.4 % | 16.5% |
| 3 公的機関や企業、団体による不当な扱い | | 25.8 % | 25.9% |
| 4 社会福祉施設での不当な扱い | | 4.1 % | 5.0% |
| 5 警察官による不当な扱い(犯罪や不法行為のぬれぎぬなど) | | 12.4 % | 7.2% |
| 6 差別的待遇(人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不当な扱い) | | 19.6 % | 19.4% |
| 7 地域や職場などでの仲間はずれ(他人からの悪口、かげ口など) | | 38.1 % | 32.4% |
| 8 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為 | | 9.3 % | 10.8% |
| 9 プライバシーの侵害 | | 9.3 % | 13.7% |
| 10 インターネットによる人権侵害 | | 3.1 % | 2.2% |
| 11 悪臭、騒音等の公害 | | 13.4 % | 14.4% |
| 12 土地や住宅の売買や賃貸に関わっての偏見や差別的言動 | | 5.2 % | - |
| 13 その他 | | 3.1 % | 5.8% |
| 14 答えたくない | | 4.1 % | 2.2% |
| 無回答 | | 1.0 % | 0.7% |
| (2) そのとき、あなたはどうされましたか。(いくつでも) | | | |
| 1 黙って我慢した | | 58.8 % | 60.4% |
| 2 相手に抗議した | | 32.0 % | 25.9% |
| 3 親、きょうだい、子どもや親戚に相談した | | 18.6 % | 25.2% |
| 4 自治会の役員や民生委員へ相談した | | 5.2 % | 2.2% |
| 5 親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した | | 28.9 % | 21.6% |
| 6 法務局や人権擁護委員に相談した | | 2.1 % | 2.2% |
| 7 県や市の担当部署に相談した | | 5.2 % | 6.5% |
| 8 弁護士に相談した | | 8.3 % | 4.3% |
| 9 警察へ相談した | | 6.2 % | 7.2% |
| 10 民間団体などに相談した | | 3.1 % | 0.0% |
| 11 新聞などの報道機関などに相談した | | 0.0 % | 1.4% |
| 12 その他 | | 1.0 % | 5.0% |
| 無回答 | | 3.1 % | 1.4% |

| 問5 | 光市における人権課題について、あなたが関心を持っているものはどれですか。 (いくつでも) | H27年度 | H20年度 |
|----|--|--------|-------|
| 1 | 女性の人権 | 33.9 % | - |
| 2 | 子どもの人権 | 39.5 % | - |
| 3 | 高齢者の人権 | 49.5 % | - |
| 4 | 障害のある人の人権 | 44.4 % | - |
| 5 | 同和問題 | 15.0 % | - |
| 6 | 外国人の人権 | 5.8 % | - |
| 7 | 感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権 | 6.1 % | - |
| 8 | ハンセン病問題 | 4.3 % | - |
| 9 | 罪や非行を犯した人の人権 | 7.5 % | - |
| 10 | プライバシーの保護 | 43.4 % | - |
| 11 | インフォームド・コンセント(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること)の推進 | 28.6 % | - |
| 12 | インターネットによる人権侵害 | 23.2 % | - |
| 13 | 犯罪被害者の保護 | 14.7 % | - |
| 14 | 性同一性障害者の人権 | 4.0 % | - |
| 15 | 拉致問題 | 18.5 % | - |
| 16 | その他 | 1.1 % | - |
| | 無回答 | 5.8 % | - |

【女性の人権についておたずねします】

問6 あなたは、女性の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

| | 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)を押しつけること | H27年度 | H20年度 |
|----|---|--------|-------|
| 1 | 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)を押しつけること | 42.3 % | 40.4% |
| 2 | 職場における採用や昇進・昇格などの差別的待遇 | 34.2 % | 41.1% |
| 3 | 家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど) | 20.3 % | 22.2% |
| 4 | 職場におけるセクシャル・ハラスメント | 20.5 % | 19.4% |
| 5 | 売春・買春(援助交際を含む) | 11.6 % | 23.9% |
| 6 | 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できない | 17.9 % | 17.6% |
| 7 | 内容に関係なく女性の水着姿、裸体などを使用した広告・雑誌や写真、アダルト(成人向け)ビデオなど | 14.4 % | 19.4% |
| 8 | メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 18.0 % | 17.2% |
| 9 | その他 | 1.8 % | 0.4% |
| 10 | 特がない | 12.1 % | 11.0% |
| 11 | わからない | 7.6 % | 4.3% |
| | 無回答 | 6.1 % | 3.1% |

【子どもの人権についておたずねします】

| 問7 あなたは、子どもの人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで) | H27年度 | H20年度 |
|---|--------|-------|
| 1 成績だけを気にかけている保護者がいること | 30.7 % | 37.9% |
| 2 食事や健康管理など、養育に本気で取組まない保護者がいること | 31.0 % | 38.3% |
| 3 大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと | 37.7 % | 40.1% |
| 4 子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること | 29.2 % | 32.9% |
| 5 大人が子どもを1つの人格をもった人間として認めないこと | 19.7 % | 20.4% |
| 6 子どもに有害な情報(漫画や雑誌などの暴力的なシーンや性描写)があること | 19.9 % | 24.4% |
| 7 子どもの間でいじめがあること | 51.9 % | 43.3% |
| 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 22.1 % | 17.2% |
| 9 その他 | 1.1 % | 1.4% |
| 10 特にない | 4.4 % | 2.6% |
| 11 わからない | 2.4 % | 2.5% |
| 無回答 | 2.6 % | 1.0% |

【高齢者の人権についておたずねします】

| 問8 あなたは、高齢者の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで) | H27年度 | H20年度 |
|--|--------|-------|
| 1 経済的に自立が困難なこと | 37.9 % | 44.4% |
| 2 働ける能力を発揮する機会が少ないこと | 27.9 % | 34.2% |
| 3 悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること | 52.7 % | 61.3% |
| 4 家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること | 12.8 % | 15.6% |
| 5 病院や養護施設において、嫌がらせや虐待をすること | 38.2 % | 19.2% |
| 6 高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること | 18.0 % | 22.1% |
| 7 高齢者の意見や行動を尊重しないこと | 15.0 % | 17.1% |
| 8 乗り物、建物等でバリアフリー(高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活を営むうえでのさまざまな障害を取り除くこと)化が図られていないこと | 14.5 % | 17.5% |
| 9 アパートなどへの入居が、高齢者という理由で制限されること | 10.4 % | 10.8% |
| 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 1.2 % | 1.3% |
| 11 その他 | 1.5 % | 1.5% |
| 12 特にない | 4.9 % | 3.2% |
| 13 わからない | 3.4 % | 1.8% |
| 無回答 | 1.7 % | 0.8% |

【障害のある人の人権についておたずねします】

問9 あなたは、障害のある人の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

| | | H27年度 | H20年度 |
|----|----------------------------------|--------|-------|
| 1 | 障害のある人や障害について人々の理解が不足していること | 54.5 % | 59.9% |
| 2 | 働く場所や機会が少ないこと | 45.3 % | 50.8% |
| 3 | 就職、職場で不利な扱いを受けること | 20.5 % | 23.5% |
| 4 | 結婚や恋愛で周囲が反対すること | 8.4 % | 8.8% |
| 5 | 差別的な言動をすること | 26.4 % | 26.0% |
| 6 | 悪徳商法や財産侵害など障害者が被害者となる犯罪が増加していること | 7.0 % | 10.7% |
| 7 | アパートなどへの入居が、障害者という理由で制限されること | 4.3 % | 5.6% |
| 8 | スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと | 3.1 % | 5.0% |
| 9 | 施設などの受け入れ体制が十分でないこと | 17.1 % | 16.5% |
| 10 | 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと | 20.5 % | 21.0% |
| 11 | 一般社会や施設内において、いじめや虐待にあうこと | 11.3 % | 6.8% |
| 12 | メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 1.1 % | 1.0% |
| 13 | その他 | 0.8 % | 1.0% |
| 14 | 特になし | 5.3 % | 3.6% |
| 15 | わからない | 5.7 % | 4.4% |
| | 無回答 | 3.5 % | 2.1% |

【同和問題についておたずねします】

問10 あなたは、光市では、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進していますが、あなたは、同和問題の解決に関して、現在、特にどのような問題があると思われますか。(2つまで)

| | | | |
|----|-------------------------------|--------|-------|
| 1 | 偏見が残っていること | 49.6 % | 55.4% |
| 2 | 差別的言動をすること | 15.6 % | 16.1% |
| 3 | メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 3.2 % | 1.5% |
| 4 | 結婚や恋愛で周囲が反対すること | 21.5 % | 30.0% |
| 5 | 就職、職場で不利な扱いを受けること | 4.4 % | 5.6% |
| 6 | えせ同和行為があること | 10.7 % | 13.5% |
| 7 | 土地や住宅の売買に関わって、偏見や差別的言動があること | 6.0 % | - |
| 8 | その他 | 4.3 % | 4.2% |
| 9 | 特になし | 14.4 % | 14.3% |
| 10 | わからない | 21.5 % | 14.4% |
| | 無回答 | 2.6 % | 1.7% |

問11 あなたは、同和問題の解決に必要なことは特にどのようなことだと思われますか。(2つまで)

| | | | |
|---|----------------------------|--------|-------|
| 1 | 人権教育・啓発広報活動を推進する | 31.3 % | 31.5% |
| 2 | 住民の利用しやすい人権相談支援体制を充実する | 16.8 % | 21.3% |
| 3 | えせ同和行為を排除する | 16.3 % | 20.4% |
| 4 | 人権問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる | 21.7 % | 31.5% |
| 5 | その他 | 4.7 % | 7.1% |
| 6 | 特になし | 14.2 % | 11.1% |
| 7 | わからない | 26.0 % | 20.4% |
| | 無回答 | 4.3 % | 2.4% |

【外国人の人権についておたずねします】

問12 あなたは、外国人の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

H27年度 H20年度

| | | |
|--|--------|-------|
| 1 言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(嫌がらせを受けること) | 37.0 % | 36.5% |
| 2 住宅を容易に借りることができないこと | 6.3 % | 10.6% |
| 3 言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいくこと | 46.7 % | 50.4% |
| 4 結婚や恋愛で周囲が反対すること | 4.3 % | 8.6% |
| 5 就職、職場で不利な扱いを受けること | 7.9 % | 12.6% |
| 6 選挙など、制度面での制約を受けること | 9.5 % | 16.3% |
| 7 病院や公共施設等に外国語による表示が少ないとこと | 26.9 % | 22.6% |
| 8 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 0.8 % | 0.7% |
| 9 その他 | 1.7 % | 1.0% |
| 10 特にない | 15.1 % | 12.1% |
| 11 わからない | 18.9 % | 16.1% |
| 無回答 | 4.9 % | 2.1% |

【感染症患者等(HIV感染症・患者等)の人権についておたずねします】

問13 あなたは、感染症患者等(HIV感染者・患者等)の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

| | | |
|----------------------------------|--------|-------|
| 1 治療や入院を断ること | 22.0 % | 31.5% |
| 2 治療による薬害の被害を被っていること | 13.4 % | 29.6% |
| 3 病気について誤った認識や偏見があること | 53.3 % | - |
| 4 結婚や恋愛で周囲が反対すること | 8.2 % | 14.6% |
| 5 就職、職場で不利な扱いを受けること | 12.5 % | 22.1% |
| 6 無断でエイズ検査をすること | 5.3 % | 6.7% |
| 7 差別的な言動をすること | 18.9 % | 29.2% |
| 8 アパートなどの入居を拒否すること | 2.0 % | 4.7% |
| 9 ホテルなどでの宿泊や飲食店への入店などを拒否すること | 4.4 % | 10.1% |
| 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 3.1 % | 2.8% |
| 11 その他 | 0.2 % | 1.4% |
| 12 特にない | 8.7 % | 7.9% |
| 13 わからない | 24.7 % | 28.1% |
| 無回答 | 3.7 % | 3.3% |

【ハンセン病問題についておたずねします】

| 問14 あなたは、ハンセン病問題の解決に関して、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(2つまで) | H27年度 | H20年度 |
|---|--------|-------|
| 1 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと | 25.7 % | 42.8% |
| 2 差別的な言動をすること | 19.4 % | 25.6% |
| 3 病気について誤った認識や偏見があること | 46.1 % | - |
| 4 ふるさとへの帰郷の問題など地域社会での理解が十分でないこと | 14.7 % | 31.7% |
| 5 アパートなどへの入居を拒否すること | 1.5 % | 2.5% |
| 6 ホテルなどでの宿泊や飲食店への入店などを拒否すること | 3.2 % | 11.7% |
| 7 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 1.7 % | 1.3% |
| 8 その他 | 0.6 % | 1.3% |
| 9 特にない | 8.9 % | 6.8% |
| 10 わからない | 29.2 % | 28.8% |
| 無回答 | 3.2 % | 3.2% |

【罪や非行を犯した人の人権についておたずねします】

| 問15 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、特にどのような問題があると思われますか。(2つまで) |
|--|
|--|

| | | |
|---------------------------------|--------|-------|
| 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること | 54.7 % | 61.8% |
| 2 就職、職場で振りな扱いをすること | 37.4 % | 43.6% |
| 3 アパートなどの入居を拒否すること | 4.9 % | 3.6% |
| 4 結婚や恋愛で周囲が反対すること | 8.4 % | 12.2% |
| 5 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 8.2 % | 4.2% |
| 6 その他 | 2.9 % | 2.4% |
| 7 特にない | 11.5 % | 7.4% |
| 8 わからない | 16.0 % | 14.0% |
| 無回答 | 3.8 % | 2.1% |

【その他の人権についておたずねします】

| 問16 あなたは、プライバシーの保護に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで) |
|---|
|---|

| | | |
|--|--------|-------|
| 1 個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データなどを濫用・横流し・流出(紛失)すること | 70.5 % | 72.9% |
| 2 知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること | 65.7 % | 69.2% |
| 3 インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること | 45.0 % | 42.5% |
| 4 インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み | 7.5 % | 6.4% |
| 5 自分や家族のことについて、他人に言いふらされること | 14.1 % | 19.2% |
| 6 就職や結婚などの際に、企業や調査機関などから調査されること | 4.3 % | 4.2% |
| 7 役所への届出などで、直接関係ないことを書かされたり聞かれたりすること | 5.3 % | 4.4% |
| 8 公的機関や企業において、自分に関する情報や資料を見せてもらえないこと | 2.9 % | 5.0% |
| 9 事件や事故など関係者のプライベートな情報を公開すること | 10.5 % | 12.2% |
| 10 その他 | 0.9 % | 0.8% |
| 11 特にない | 4.7 % | 2.9% |
| 12 わからない | 5.0 % | 2.6% |
| 無回答 | 2.3 % | 1.4% |

問17 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。

H27年度 H20年度

| | | | |
|------------------------|-------|--------|-------|
| 1 本人又は家族に対して十分な説明を受けた | | 46.0 % | 50.3% |
| 2 本人又は家族への説明がやや不十分であった | | 15.1 % | 16.0% |
| 3 本人又は家族への説明に対して不満を感じた | | 8.1 % | 8.3% |
| 4 特に説明を受けたことはない | | 11.2 % | 12.1% |
| 5 その他 | | 1.5 % | 0.6% |
| 6 わからない、覚えていない | | 14.5 % | 9.6% |
| 無回答 | | 4.3 % | 3.2% |

問18 あなたは、犯罪被害者の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

| | | | |
|---|-------|--------|-------|
| 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けること | | 46.3 % | 52.4% |
| 2 犯罪行為によって、経済的負担を受けること | | 20.9 % | 20.4% |
| 3 事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること | | 27.3 % | 27.9% |
| 4 警察に相談しても、期待どおりの結果が得られないこと | | 26.1 % | 29.7% |
| 5 捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること | | 13.3 % | 14.7% |
| 6 刑事裁判手続きに、必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと | | 12.2 % | 18.6% |
| 7 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穀が保てなくなること | | 45.2 % | 53.9% |
| 8 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと | | 9.0 % | 9.4% |
| 9 捜査機関からの犯罪に関する情報提供がなされないこと | | 5.8 % | 9.0% |
| 10 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | | 7.3 % | 1.7% |
| 11 その他 | | 0.3 % | 0.6% |
| 12 特にない | | 5.8 % | 3.9% |
| 13 わからない | | 11.2 % | 7.5% |
| 無回答 | | 4.1 % | 2.5% |

問19 あなたは、インターネットに関して、人権が尊重されていないと思われるのは、特にどのようなことですか。(2つまで)

| | | | |
|-----------------------|-------|--------|---|
| 1 他人を誹謗中傷する表現を掲載している | | 48.9 % | - |
| 2 出会い系サイトなどで犯罪を誘発している | | 33.4 % | - |
| 3 悪質な商法の取引の場となっている | | 28.2 % | - |
| 4 わいせつや残虐な画像を掲載している | | 14.2 % | - |
| 5 差別を助長する表現を掲載している | | 8.4 % | - |
| 6 その他 | | 2.0 % | - |
| 7 わからない | | 19.9 % | - |
| 無回答 | | 6.0 % | - |

| 問20 | あなたは、性同一性障害者の人権に関することで、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(2つまで) | H27年度 | H20年度 |
|-----|--|--------|-------|
| 1 | 性同一性障害者に対する理解が足りないこと | 51.8 % | - |
| 2 | 差別的な言動をされること | 24.4 % | - |
| 3 | 就職、職場で不利な扱いを受けること | 11.9 % | - |
| 4 | 日常生活において嫌がらせをされること | 6.3 % | - |
| 5 | アパートなどの入居を拒否されること | 2.6 % | - |
| 6 | ホテルなどでの宿泊や飲食店への入店などを拒否されること | 1.1 % | - |
| 7 | メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと | 5.2 % | - |
| 8 | その他 | 0.9 % | - |
| 9 | わからない | 33.6 % | - |
| | 無回答 | 5.5 % | - |

【人権に関する取組についておたずねします】

問21 光市では、「光市人権施策推進指針」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進しています。あなたは、これまでに県又は市が実施した次のような行事(イベント・研修会等)に参加したり、人権問題に関連した記事などを見たり読んだりした経験がありますか。(いくつでも)

| | | | |
|----|-------------------------------|--------|-------|
| 1 | 人権ふれあいフェスティバルなどのイベント | 14.8 % | 11.8% |
| 2 | 研修会、講演会など | 24.0 % | 27.4% |
| 3 | 県や市町の広報紙、パンフレット | 34.1 % | 42.6% |
| 4 | 新聞 | 24.3 % | 30.1% |
| 5 | テレビ・ラジオスポット | 18.9 % | 28.2% |
| 6 | 人権啓発映画、ビデオ | 13.7 % | 16.8% |
| 7 | 街頭啓発活動 | 3.2 % | 4.2% |
| 8 | 展示物(ポスターやバス車体広告、JR列車内や駅舎広告など) | 13.9 % | 19.9% |
| 9 | 官公庁における懸垂幕・横断幕 | 10.2 % | 9.6% |
| 10 | 県や市町のホームページ | 4.1 % | 4.4% |
| 11 | その他 | 0.8 % | 0.8% |
| 12 | 特にない | 30.5 % | 21.4% |
| 13 | わからない | 8.6 % | 7.9% |
| | 無回答 | 4.7 % | 2.9% |

| 問22 | あなたは、今後、人権に関する取組みとして、特にどのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。(3つまで) | | |
|-----|---|--------|-------|
| | | H27年度 | H20年度 |
| 1 | 住民の人権尊重意識の高揚を図るため啓蒙活動を推進する(イベントや講演会、映画館の開催など) | 22.4 % | 24.9% |
| 2 | 人権に配慮した行政の推進を図る(人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など) | 32.5 % | 33.6% |
| 3 | 公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る | 19.9 % | 23.3% |
| 4 | 学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る | 45.8 % | 52.5% |
| 5 | 公民館などの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る | 10.4 % | 14.6% |
| 6 | 相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る | 12.2 % | 12.1% |
| 7 | 住民の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材などの支援と広報宣伝活動の充実を図る | 5.5 % | 6.1% |
| 8 | 住民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る | 36.0 % | 33.9% |
| 9 | その他 | 0.9 % | 1.4% |
| 10 | 特にない | 6.4 % | 5.8% |
| 11 | わからない | 10.1 % | 8.5% |
| | 無回答 | 4.4 % | 2.8% |

| 問23 | あなたは、人権に関わる問題として、今後「光市人権施策推進指針」にどのようなことを盛り込む必要があると思われますか。(いくつでも) | | |
|-----|--|--------|-------|
| | | H27年度 | H20年度 |
| 1 | ストーカーなどに関する問題 | 30.5 % | 29.9% |
| 2 | 環境に関する問題 | 37.0 % | 47.2% |
| 3 | 自己決定権(個人が自分の生き方などについて自由に決定する権利)に関する問題 | 17.6 % | 22.5% |
| 4 | 性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)に関する問題 | 5.8 % | 11.8% |
| 5 | フリーターなど非正規雇用に関する問題 | 32.2 % | 46.7% |
| 6 | 刑を終えて出所した人に関する問題 | 10.4 % | - |
| 7 | その他 | 1.2 % | 2.4% |
| 8 | 特にない | 11.0 % | 7.8% |
| 9 | わからない | 17.7 % | 13.5% |
| | 無回答 | 5.2 % | 4.2% |

指針改定までの経過

| | | |
|-----------------|------------------------------------|--|
| 第1回審議会 | 平成27.7.22 | <ul style="list-style-type: none"> ○市長から審議会に「光市人権施策推進指針の改定」について諮問 ○光市人権施策推進指針の改定について指針の改定方針について協議 ○人権に関する市民意識調査について調査内容について協議 |
| 人権に関する市民意識調査の実施 | (調査期間) 平成27.9.14～ 平成27.9.30 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内に居住する満18歳以上の男女 ○調査対象者数:1,500人 |
| 第2回審議会 | 平成28.3.29 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する市民意識調査結果について結果について説明 ○「光市人権施策推進指針改定方針」(骨子案)について改定方針案について協議 |
| 第3回審議会 | 平成28.6.1 | <ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長の選任について ○改定版の素案について第1章から第3章について協議 |
| 第4回審議会 | 平成28.9.7 | <ul style="list-style-type: none"> ○改定版の素案について第4章から第5章について協議 |
| 第5回審議会 | 平成28.11.28 | <ul style="list-style-type: none"> ○改定版の素案について中間報告について協議 |
| パブリックコメント | (募集期間) 平成28.12.16～ 平成29.1.16 | <p>案件名 ○光市人権施策推進指針(案)に対する意見について</p> |
| 第6回審議会 | 平成29.2.9 | <ul style="list-style-type: none"> ○答申(案)について ○改定版の素案について最終報告について協議 |
| | 平成29.2.14 | <ul style="list-style-type: none"> ○審議会会长から市長へ「光市人権施策推進指針の改定」について答申 |
| | 平成29.3 | 光市人権施策推進指針改定 |

光市人権施策推進審議会委員名簿(平成 27 年度以降)

(五十音順)

| | 氏 名 | 所 属 団 体 名 (職 名) | 備 考 |
|---|---------|---|--------------------------------------|
| | 榎 並 宏 子 | 光市男女共同参画推進ネットワーク会長(光市まちづくり NPO 副理事長兼事務局長) | 平成 28 年 9 月 20 日まで |
| ○ | 大 下 章 子 | 周防中保護区保護司会光支部 | |
| | 河 村 聰 子 | 光市母子保健推進協議会 | |
| | 木 村 武 士 | 光市心身障害児者団体連絡協議会 | |
| | 小 林 芳 恵 | (公募委員) | |
| | 重 國 俊 夫 | 光市人権教育推進協議会(公民館人権推進委員) | |
| | 寒 川 哲 男 | 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所 | |
| | 田 原 秀 夫 | 武田薬品工業株式会社光工場 | |
| | 豊 嶋 美貴子 | (公募委員) | |
| | 中 嶋 裕 | 山口県周南健康福祉センター所長 | 平成 28 年 8 月 1 日～ |
| ◎ | 橋 本 均 | 人権擁護委員 | |
| | 弘 実 邦 雄 | 光市学校人権教育研究会 | 平成 28 年 4 月 1 日～ |
| | 藤 井 正 美 | 山口県周南健康福祉センター所長 | 平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 7 月 31 日 |
| | 舛 田 秀 幸 | 山口県地域人権運動連合会光支部 | |
| | 村 尾 順 子 | 光丘高等学校非常勤講師 | |
| | 山 下 悅 子 | 光市認知症を支える会(福寿草の会光) | |
| | 山 根 明 子 | 光市民生委員・児童委員協議会 | |
| | 吉 富 倭 子 | 全日本同和会山口県連合会光支部 | |
| | 吉 村 誠 司 | 光市学校人権教育研究会 | 平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 |
| | 吉 本 萬里子 | 光市商工会議所女性会 | |

注)所属団体名(職名)は、就任当時のものです。

注) ◎は会長、○は副会長

光市人権施策推進審議会条例

平成 19 年 9 月 28 日
条例第 54 号

(設置)

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権課題に対応する施策について審議するため、光市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発の基本施策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 市民
- (4) 事業所の代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の会議の議長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、部会の会議に準用する。

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補助する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、審議会の最初の会議は、市長が招集する。

光市人権施策推進指針（改訂版）

【履歴】

平成22年9月（初版）

平成29年3月（第2版）

発行日 平成29年3月

発行 山口県光市

編集 光市市民部人権推進課 人権推進係

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

TEL 0833-72-1459

FAX 0833-72-3919

Eメール jinkensuishin@city.hikari.lg.jp